

第15回 太田近接少年柔道大会要項

1. 主催 太田柔道協会
2. 主管 東毛経済同友会
3. 後援 太田市・太田市教育委員会 上毛新聞社 群馬テレビ
4. 期日 平成30年11月11日 (日)
集合 9:00 開会式 10:00
5. 会場 太田市武道館2階 太田市内ヶ島町384-2 電話(0276) 45-8118
6. 競技規則 (1) 国際柔道連盟試合審判規定(2018~2020)及び国内における「少年大会特別規定」、全柔連が定める団体戦の勝敗決定方法によって行う。
(2) 優勢勝ちの判定基準は『技有』または『指導』差2以上とする。優劣の成り立ちは以下の通りとする。

「一本」 = 「反則勝ち」 > 「技有」 > 「僅差」

(3) 試合時間は2分とする。

7. 競技方法

(1) 高学年団体試合 (4~6年生) {今年度より競技方法を点取り戦に変更}

- ア. 1チームは監督1名・選手5名とする。
- イ. トーナメント戦を行う。
- ウ. チーム間の試合は点取り戦とする。
- エ. 同点の場合は得点内容を検討する。内容が同等の場合は代表戦1回を行い、必ず勝敗を決する。試合終了時にスコアも「指導」も同等の時は旗判定で必ず勝敗を決する。ゴールデンスコアは行なわない。(休憩を挟むので、どの選手が出てもかまわない。)
代表戦も団体試合の判定基準に準ずる。(「技有」または「指導」差2以上)
- オ. 得点内容をみる場合には、「一本」勝ち、「技あり」優勢勝ち、「僅差」優勢勝ちと差をつける。
- カ. トーナメントにおけるチーム間の勝敗は、次の順によって決定する。
 - ① 勝ち数により決定する。
 - ② ①において同等の場合は、「一本による勝ち」の数による。
 - ③ ②において同等の場合は、「技有りによる勝ち」の数による。
 - ④ ③において同等の場合は、代表戦により決定する。
- キ. オーダーは、体重が最も重い者を大将とし、以下順次体重順に行う。選手が5名に満たない場合にも同様にいき、間に欠員をおかず、先鋒・次鋒の順に空ける。(選手は5人中3人以上で出場可能とする。)

(2) 低学年団体試合 (1~3年生)

- ア. 1チームは監督1名・選手5名とする。
- イ. トーナメント戦を行う。
- ウ. チーム間の試合は点取り戦とする。
- エ. 同点の場合は得点内容を検討する。内容が同等の場合は代表戦1回を行い、必ず勝敗を決する。試合終了時にスコアも「指導」も同等の時は旗判定で必ず勝敗を決する。ゴールデンスコアは行なわない。(休憩を挟むので、どの選手が出てもかまわない。)
代表戦も団体試合の判定基準に準ずる。(「技有」または「指導」差2以上)
- オ. 得点内容をみる場合には、「一本」勝ち、「技あり」優勢勝ち、「僅差」優勢勝ちと差をつける。
- カ. トーナメントにおけるチーム間の勝敗は、次の順によって決定する。
 - ① 勝ち数により決定する。
 - ② ①において同等の場合は、「一本による勝ち」の数による。
 - ③ ②において同等の場合は、「技有りによる勝ち」の数による。
 - ④ ③において同等の場合は、代表戦により決定する。
- キ. オーダーは、体重が最も重い者を大将とし、以下順次体重順に行う。選手が5名に満たない場合にも同様にいき、間に欠員をおかず、先鋒・次鋒の順に空ける。(選手は5人中3人以上で出場可能とする。)

※ 上記 (1) (2)の試合において補員はなしとするが欠席者が出た場合は当日の朝、受付時に選手変更を申し出て下さい。その場合には新たに体重順に配列し直します。

8. 参加申し込み

- ア. 安全を最優先させる。不慮の負傷は応急処置を施すがそれ以上は責任を負わない。
- イ. 出場選手は、スポーツ傷害保険に加入している者に限る。
- ウ. 高・低学年2チーム参加する場合は、各チームに監督を付けること。兼務不可。
- エ. 高・低学年とも、各団体1チームずつまでの参加とする。
- オ. 参加申込書は、**Eメールで平成30年9月9日(日)必着**のこと。

※参加申込書は「群柔連太田支部」ホームページ <http://judo-oota-sibu.sakura.ne.jp/>よりダウンロードしてください。

(準備の都合上、期日厳守をお願いします。)

<宛先> 太田柔道協会 担当 生方 純 ubujun@gmail.com

※お問い合わせ 総務 横井まで 090-6510-6595 (平日午後7:30~午後9:00)

9. 会議

- (1) 審判・監督会議 11月11日(日) 9:30 太田市武道館1階 剣道場

10. 表彰

- (1) それぞれ優勝チーム以下第3位まで4チームに賞状等を授与する。
- (2) 特別賞：特に目立って活躍した選手に授与する。

11. その他

脳震盪の対応について、選手および指導者は下記事項を厳守すること

- イ. 大会前1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。
- ロ. 大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。(なお、至急専門医(脳神経外科)の精査を受けること。)
- ハ. 練習再開に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。
- ニ. 当該選手の指導者は大会事務局および全柔連に対し、書面により事故報告書を提出すること。